

議案第79号

川崎市区民会議条例を廃止する条例の制定について

川崎市区民会議条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市区民会議条例を廃止する条例

川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川崎市附属機関設置条例の一部改正）

2 川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会の項を次のように改める。

川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
----------------------	---	------	----------------------	----

別表第1 川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会の項を次のように改

める。

川崎市中原 区市民提案 型協働事業 審査委員会	中原区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員 (3) 市職員	2年
----------------------------------	---	----------	--	----

別表第1 川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会の項を次のように改める。

川崎市麻生 区市民提案 型協働事業 審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員 (3) 市職員	2年
----------------------------------	---	----------	--	----

参考資料

制 定 要 旨

川崎市市民会議条例を廃止するため、この条例を制定するものである。